大仙議会－７０３
令和８年１１月１９日

大仙市議会議長　後　藤　　健　様

大仙市議会議員政治倫理審査会
委員長　　橋　村　　誠

大仙市議会議員政治倫理審査会　審査報告書

令和８年９月１６日付けで本審査会に付託された事件について、６回にわたり審査を行った結果、下記のとおり決定したので、大仙市議会議員政治倫理条例第９条第２項の規定により、報告します。

記

【審査の経過等】

第１回（　９月１６日）	審査会正副委員長の選出、審査請求の内容確認等
第２回（　９月３０日）	審査対象議員に対する弁明の機会の付与
第３回（１０月２２日）	市調査報告書に基づく音声データの確認（審査会委員）
第４回（１１月　４日）	音声データの確認（審査対象議員）
第５回（１１月　９日）	審査対象議員に対する弁明の機会の付与
第６回（１１月１９日）	審査結果の協議

【審査結果の内容】

○石塚　柏議員

本件については、審査請求書に添付された資料、市から提出された調査報告書、音声データ及び審査対象議員に対する弁明の機会を通じて、事実関係を慎重に確認し、審査を行った。

その結果、当該議員による市職員に対する一連の言動は、議員という立場や影響力を背景として行われたものであり、市職員の公正な職務執行を妨げるおそれがあるとともに、市民全体の代表者として求められる品位と名誉を損なう行為であると認められる。

また、これらの行為は、一時的又は偶発的なものにとどまらず、複数の事案において繰り返されており、市職員に過度な心理的負担を与えるとともに、円滑な行政運営や議会と執行機関との信頼関係にも影響を及ぼすものである。

議員は、市民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自らの言動が市政や市民に与える影響を十分に自覚し、常に高い倫理観をもって行動する責務がある。

しかしながら、本件行為は、議員としての職責に照らして看過することのできないものであり、大仙市議会議員政治倫理条例第４条に定める政治倫理基準に反するものと判断する。

さらに、当該議員は現在、教育厚生常任委員長の職にあるが、本件行為が、同委員会の所管に関係する部署の市職員に対して行われたものであることは、極めて遺憾である。

常任委員長は、所管する事務について調査及び審査を行うとともに、執行機関との適切な関係を保ち、委員会の公正かつ円滑な運営を担う重要な立場にある。その立場にある者が、自らの所管する部署の職員に対し、議員としての立場や影響力を背景とした一連の言動を行ったことは、委員長としての職責と責任に照らして看過できるものではない。

本来、常任委員長には、所管部署の職員との間に適切な緊張関係を保ちながらも、相互の信頼と敬意に基づいた関係を構築することが求められる。しかし、本件行為は、こうした関係を損なうものであり、委員長としての立場に対する信頼を大きく損なうものである。

このようなことから、当該議員が教育厚生常任委員長の職にとどまることは、委員会の公正かつ円滑な運営のみならず、議会と執行機関との信頼関係を確保する観点からも適切ではないと判断する。

以上のことから、本審査会は、本件行為の重大性、反復性及び所管部署の職員に与えた影響等を総合的に考慮し、議会の公正性と信頼を確保するため、当該議員に対し、教育厚生常任委員長の辞任を勧告することが相当であると判断した。

【その他要望事項】

本審査会は、今回の事案を踏まえ、当該議員に対し、次の事項について要望する。

１．本件に関係した市職員その他の関係者に対し、本件の審査請求及び審査会での審査に関連して、威圧的又は不当な言動を行わないこと。また、関係者に対する不必要な接触を行わないこと。

２．自身の言動が市職員及び市政運営に与えた影響を真摯に受け止め、市職員との適切な関係を保持するとともに、同様の事案を二度と生じさせないよう、言動を十分に律することを強く求める。

以上